

2012年10月23日

株式会社レンタルブティックひろ
代理人

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033

大阪市中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

ご連絡

前略

貴職からの2012年9月11日付「ご連絡」に対して、以下のとおり、ご連絡します。

上記書面において、従前当団体と約款の改定に関する協議を行ってきたと記載されていますが、単に協議をただけではありません。貴社は、当団体との協議の結果、2010年9月10日、当団体の指摘を受け入れ、2012年8月29日付の当団体からの書面記載のとおり約款の改善をお約束されました。

当団体は、同改善約束を評価し、改善が図られない部分についても差止請求をするには至らないと判断し、申入れ活動を終了しました。

次に、同書面中の、貴社の貸衣装業務のうち提携先と共同して行う業務との整合性云々等の理由ですが、そのような事情は、上記協議の際には貴社からお話はなく、また、これら事情がお約束後約2年の経過を経ても約款を約束通り改善できないことを正当化するものとは思われません。

また、同文書における、現実に契約のキャンセルが発生した場合には、現在の契約条項の記載通りの対応ではなく、消費者の方を保護する方向で個別な対応を行っているとのこと指摘ですが、個別対応が問題となった契約条項の違法性を直ちに払拭するものではありませんし、上記経緯に鑑みれば、それが事実かどうか、当団体としては、俄に信用することはできません。

事実として上記お約束にしたがった約款の改善がなされておらず、また、提携先との調整等の理由から約款の改善の目処も具体的についていないようですので、当団体としては、貴社が従前通りの約款を用いて契約締結勧誘活動を行っているものと考えざるほかにありません。

以上より、2010年9月10日付の貴社の上記お約束は履行いただけなかったものと考え、当団体としては、以後、貴社の用いている約款の内、所定の法令に反するものについて差止請求をする方向での活動を再開させていただきますので、本書を以て、ご連絡します。

草々